

●香川県公安委員会告示第2号

香川県公安委員会行政処分公表規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月27日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

香川県公安委員会行政処分公表規程の一部を改正する規程

香川県公安委員会行政処分公表規程（平成25年香川県公安委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公表の方法)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の規定による同意又は同法第23条第2項の規定による要請に際し、<u>知事</u>から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合その他公安委員会が当該処分の公表が適切でないと認める場合は、公表しないものとする。</p>	<p>(公表の方法)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の規定による同意又は同法第23条第2項の規定による要請に際し、<u>香川運輸支局長</u>から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合その他公安委員会が当該処分の公表が適切でないと認める場合は、公表しないものとする。</p>

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。